

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 揖斐川町役場

令和8年6月12日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.7%
全職員	58.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	94.1%
本庁課長補佐相当職	93.3%
本庁係長相当職	91.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	115.7%
31～35年	92.4%
26～30年	87.8%
21～25年	85.4%
16～20年	91.7%
11～15年	96.9%
6～10年	90.4%
1～5年	83.6%

【説明欄】

短時間勤務している女性の会計年度任用職員数が全職員の半数を占めているため、給与の差異にも表れている。

扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は91.0%、住居手当の受給者に占める男性の割合は70.0%である。

本庁部局長・次長相当職区分には女性の職員がいないため該当なし。